

日本の道州制と ドイツの連邦制



(ドイツ連邦参議院。同ホームページによる。)

2012年11月19日(月)
愛知県「地方分権・道州制セミナー」

早稲田大学・政治経済学術院
公共経営大学院
教授 片木 淳

(<http://www.f.waseda.jp/katagi/index.html>)

目次



(ブレーメン市庁舎脇のブレーメンの音楽隊像)

- 1 道州制をめぐる近年の経緯
- 2 道州制と連邦制
- 3 道州制をめぐる答申、報告等
 - 3.1 第28次地方制度調査会の答申(平成18年2月28日)
 - 3.2 道州制ビジョン懇談会中間報告(平成20年3月24日)
 - 3.3 「経済財政改革の基本方針2008」(平成20年6月27日、要約抜粋)
 - 3.4 自民党「第3次中間報告」(平成20年7月29日)
 - 3.5 中経連「道州制に向けたプロセス」
- 4 グローバル化と連邦制度の採用
 - 4.1 ベルギー
 - 4.2 イギリス
 - 4.3 フランス
 - 4.4 イタリア
 - 4.5 スペイン
- 5 ドイツの連邦制
 - 5.1 ドイツの16州
 - 5.2 ドイツ連邦参議院
 - 5.3 ドイツ連邦制度改革
- 6 地域政府の階層と数
 - 6.1 補完性の原理と地域政府
 - 6.2 ドイツの都市州ブレーメン
 - 6.3 中型州モデル・道州制案と「特別自治市」構想

道州制をめぐる近年の経緯

平成16年(2004年)

3月 1日 第28次地方制度調査会発足 道州制検討

5月19日 合併関連3法成立(5月26日 公布)

・都道府県の自主的合併手続等の整備のための地方自治法の改正

平成18年(2006年)

2月28日 第28次地方制度調査会 道州制答申

9月26日 安倍総理大臣、道州制担当大臣を任命

12月13日 道州制特区推進法案、可決・成立(同月20日公布)

平成19年(2007年)

1月18日 全国知事会、「道州制に関する基本的考え方」

1月26日 道州制担当大臣の下に「道州制ビジョン懇談会」を設置

4月 1日 道州制特区推進法に基づく北海道への権限移譲

6月19日 「経済財政改革の基本方針2007」

平成20年(2008年)

3月24日 道州制ビジョン懇談会、中間報告

6月27日 「経済財政改革の基本方針2008」

7月29日 自民党道州制推進本部「道州制に関する第3次中間報告」

11月18日 日本経済団体連合会「道州制の導入に向けた第2次提言」

12月 8日 地方分権改革推進委員会「第2次勧告 ～『地方政府』の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」

平成21年(2009年)

8月30日 総選挙

平成22年(2010年)

6月22日 「地域主権戦略大綱」閣議決定

12月 1日 関西広域連合設立

12月28日 「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」閣議決定

平成23年(2011年)

3月11日 東日本大震災

平成24年(2012年)

4月20日 「道州制推進知事・指定都市市長連合」設立

「地域主権型道州制を導入する道筋をつけるため」の知事・指定都市市長による連合組織

第28次地方制度調査会の道州制案とドイツの連邦制

基本設計等		地方制度調査会の道州制案	ドイツの連邦制
採用制度		道州制（地方自治制）	連邦制
制度の趣旨・目的		地方分権を加速、国と地方を通じた力強く効率的な政府の実現等	水平的権力分立を補完、民主主義を強化等
地域政府	構造	2層制	<ul style="list-style-type: none"> 1層制 2層制 3層制
	区域	9, 11, 13道州	16州
	国政参加	「道州と国による協議の仕組み」	州は、連邦参議院を通じて連邦の立法、行政等に参画
	立法権	道州に「独自立法権」なし	州に「独自立法権」あり
	行政権	<ul style="list-style-type: none"> ・道州は、圏域の主要な社会資本形成、広域的な環境の保全管理、地域経済政策等に軸足を移す ・国の出先機関の事務を道州に移譲 	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦法の執行は州の「固有事務」 ・警察・司法を含め、広範な事務を州が担当
	税制	「適切な税源移譲」、「地方税の充実」	<ul style="list-style-type: none"> ・連邦との共同税 ・州の税務署
	財政	「適切な財政調整制度を検討」	州間財政調整制度等

連邦制と道州制

- 連邦制 Federalism

複数の支分国家(州State、カントンCanton、ランドLand)が、最高主権の下に結合して一個の国家(連邦国家)を構成する制度。連邦国家と支分国家との間の立法権等の配分は、憲法で定められる。支分国家は連邦国家の意思決定に参加するとともに、高度の自治権を有している点で、単一国家における地方自治体とは異なるが、最高主権までは有していない点で、通常の状態とも異なる(『地方自治の現代用語』等)。

- 道州制

現行の都道府県を廃止し、全国を分けてブロックとしての道または州を置く。

連邦制においては、憲法で国と州との間での立法権(または立法権および司法権)の分立が明記。

連邦制に関する地方制度調査会の考え方

連邦政府と州政府の間の立法権の分割、地域代表としての議院の創設、違憲立法審査権・立法権分割の審判者としての司法権のあり方など憲法の根幹部分の変更が必要となること

連邦制は歴史的・文化的・社会的に一体性、独立性の高い連邦構成単位の存在が前提となること

などの問題があり、

我が国の成り立ちや国民意識の現状から見ると、連邦制を制度改革の選択肢とすることは適当ではない。

(平成16年11月8日、第28次地方制度調査会の「道州制に関する論点メモ - 専門小委員会における調査審議経過」)

地方制度調査会への反論

- **平成17年4月15日「衆議院憲法調査会報告書」**
「地方公共団体のあり方に関する主な議論は、道州制の導入の是非に関するものであった」
- **連邦を構成する地域の「一体性、独立性」も程度の問題。**今後、涵養していくことが可能。旧西ドイツの各州の多くは、戦後、英米仏各国の占領地域において、新しく設立、ほぼ戦前どおりの地域で新州を構成しているのは3~4州。旧東ドイツの5州も、戦後ソ連管理下で創設され、まもなく廃止されていた5州が、東西ドイツ統一後に復活したものの。
- **最近のリージョナリズムの世界的潮流としては、むしろ連邦制に向かいつつある。**

衆議院憲法調査会「衆議院憲法調査会報告書」 (平成17年4月、抜粋)

第8 地方自治

3 地方公共団体のあり方

地方公共団体のあり方に関する**主な議論は、道州制の導入の是非に関するもの**であった。この点については、道州制を導入することに慎重な意見もあったが、導入すべきであるとする意見が多く述べられた。

導入すべきであるとする意見は、その論拠として、**市町村合併**を推進して基礎的自治体に権限と税財源を移譲した後においては、国と基礎的自治体との中間的な存在である都道府県を整理して、効率的な国の統治構造を作るべきであること、**国から地方への権限移譲**の受け皿として道州制が必要であること、**適正規模を超えた我が国の中央政府の権限を道州に移譲し、道州に事実上の主権**を担わせることによって、大胆な行政改革が可能となること等を挙げている。

これに対し、導入することに慎重な意見は、その論拠として、地方公共団体の規模の拡大によって住民の声が反映されにくくなること、換言すれば**住民自治の希薄化**が懸念されること等を挙げている。

第28次地方制度調査会の答申(平成18年2月28日) 道州制を「**適当**」とする理由

(ア) 地方分権の加速と効率的な政府の実現

道州制は、地方分権を加速させ、国家としての機能を強化し、国と地方を通じた力強く**効率的な政府**を実現するための有力な方策である。

(答申 前文)

(イ) 都道府県の課題

平成の大合併等により、都道府県から事務権限の移譲が行われ都道府県は、その役割や位置付けの再検討に迫られている。

環境規制、交通基盤整備、観光振興等の広域的な対応、財政的制約による機能や資源の相互補完的な活用、地域産業の振興など、都道府県の区域を越える**広域行政課題**が増大している。

都道府県の規模・能力を整え、国の事務を**地方分権改革の担い手**である広域自治体に移譲することが望ましい。

(答申「第1 都道府県制度についての考え方」)

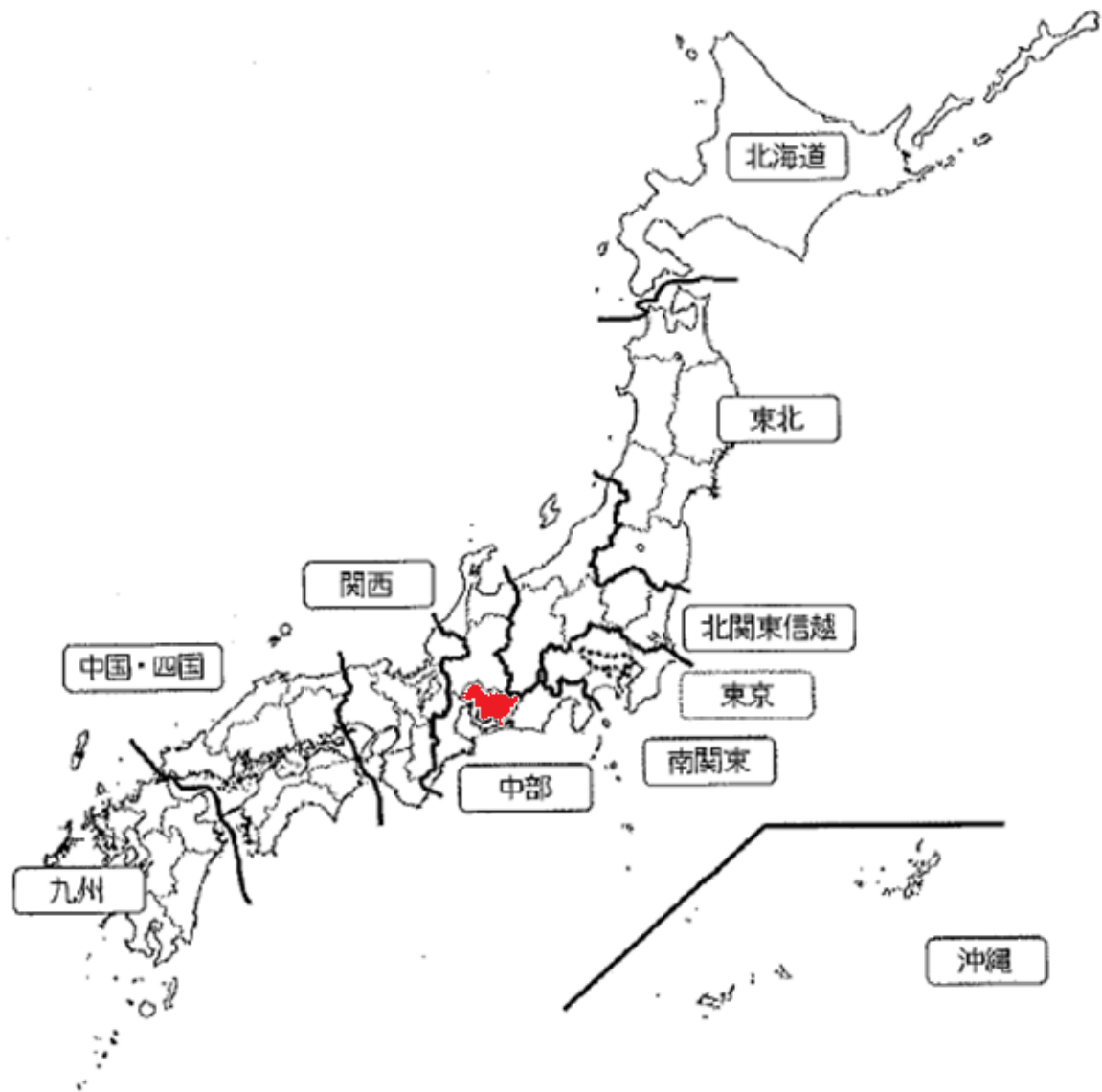
(ウ) 広域自治体改革

国のかたちの見直しにかかわるものとして位置づけられる広域自治体改革の具体策としては**道州制の導入が適当**。

(答申「第2 広域自治体改革と道州制」)

道州の区 域例 - 1

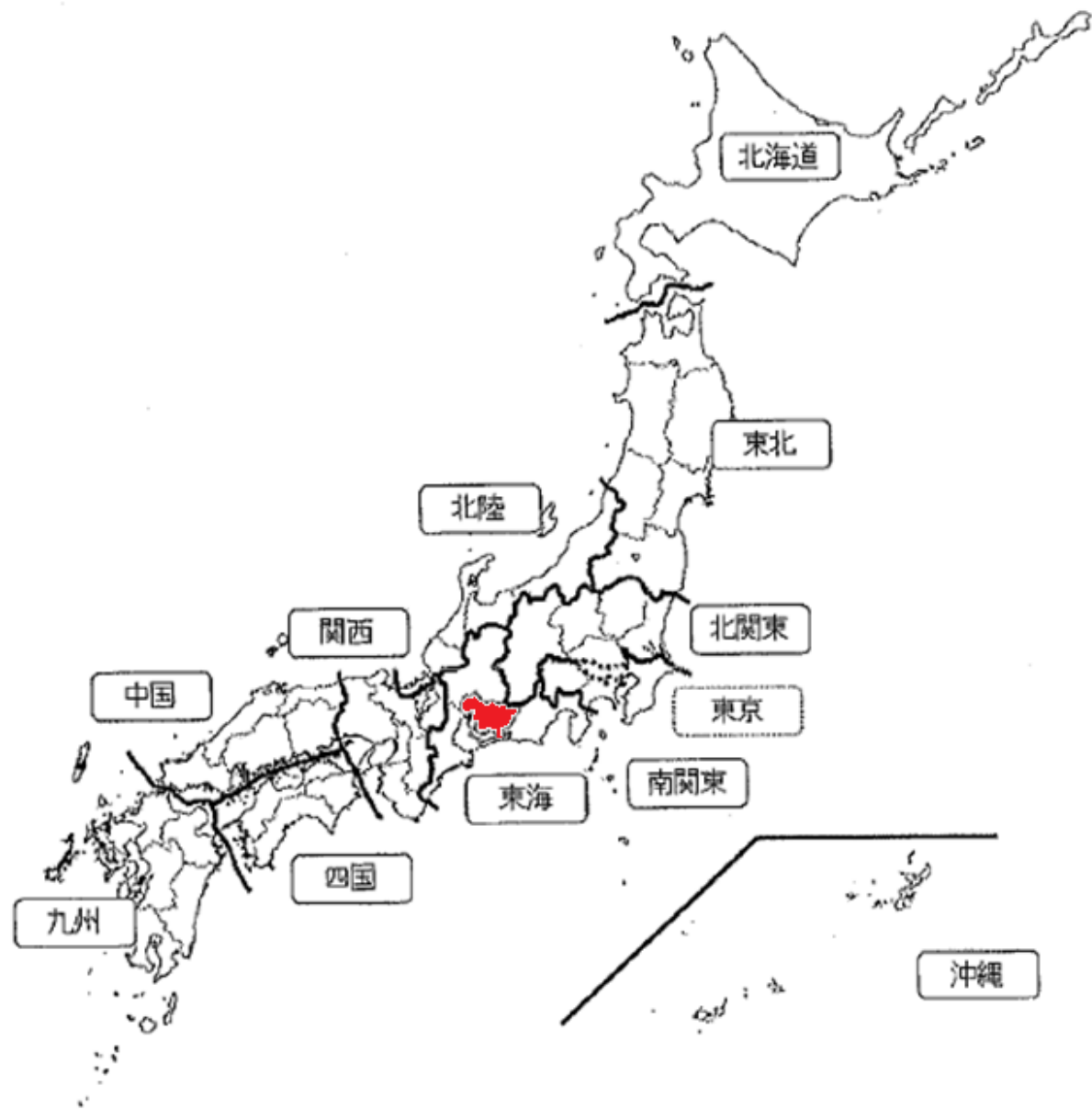
(9道州)



(第28次地方制度調査会の答申)

道州の区域例 - 2

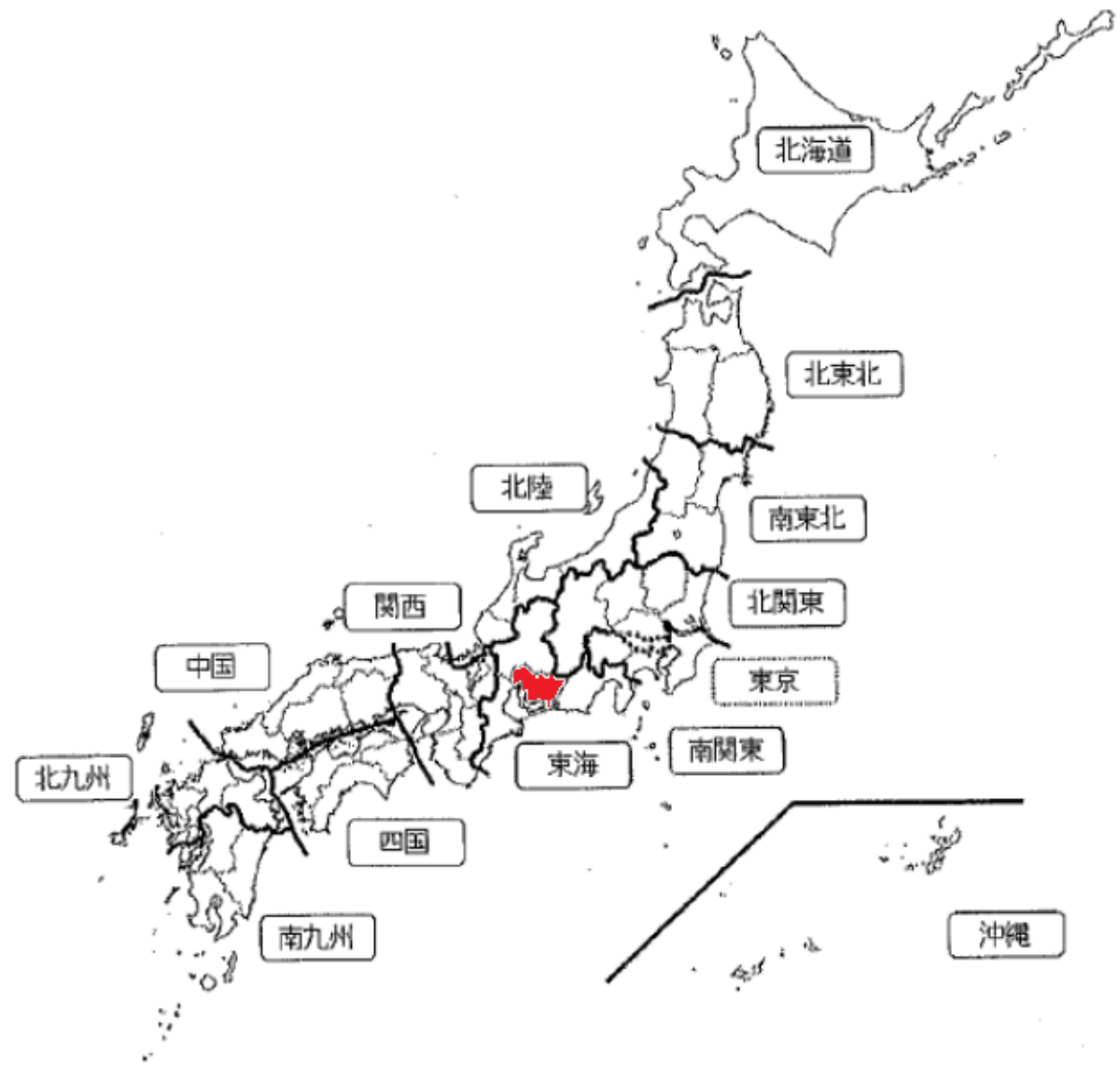
(11道州)



(第28次地方制度調査会の答申)

道州の区域例 - 3

(13道州)



(第28次地方制度調査会の答申)

道州制ビジョン懇談会中間報告のポイント(1)

(平成20年3月24日)

道州制ビジョン懇談会とは

- 政府において、初めて道州制担当大臣が置かれ（平成18年9月）、その下に道州制のビジョンの検討のために設けられた懇談会（平成19年1月設置）
- 道州制の理念・目的、導入目標時期、プロセスについて今回具体的に提示
- 平成21年度中に最終報告を予定

現状の問題点

- 中央集権体制の弊害 ○東京一極集中による地方の活力の低下と地域格差の拡大 ○コスト意識の低さと巨額の財政赤字など

道州制の理念と目的

[理念]

時代に適応した「新しい国のかたち」に
—中央集権型国家から分権型国家へ—
「地域主権型道州制」

[目的]

- ・ 繁栄の拠点の多極化と日本全体の活性化
- ・ 住民本位の地域づくり
- ・ 効率的・効果的行政と責任ある財政運営 など

制度設計の基本的な考え方

- ・ 国、道州、基礎自治体の役割見直し
- ・ 国の役割を限定し、地域に「主権」
- ・ 国家組織の再編 など

導入のメリットと課題への対応

○ 導入のメリット

- ・ 政治や行政が身近になり受益と負担の関係が明確化
- ・ 東京一極集中の是正により多様性のある国土と生活の構築
- ・ 重複行政の解消などによる行財政改革の実現
- ・ 道州の地域経営による広域経済文化圏の確立
- ・ 国家戦略や危機管理に強い中央政府の確立 など

○ 対応すべき課題

- ・ 国の調整機能が失われることによる地域格差の拡大
- ・ 住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化 など

こうした課題は道州制の制度設計などにより解決

道州制ビジョン懇談会中間報告のポイント(2)

(平成20年3月24日)

国、道州、基礎自治体の役割と権限

- 国、道州、基礎自治体の役割分担の見直し
 - ・ 国は、①国際社会における国家の存立、②国家戦略の策定、③国家的基盤の維持・整備、④全国的に統一すべき基準の制定に役割を限定
 - ・ 道州は、①広域行政、②規格基準の設定、③基礎自治体の財政格差調整を担う。
 - ・ 基礎自治体は、地域に密着した対人サービスなどの行政分野を総合的に担う。
- 自主立法権の確立
- 国と道州間の調整等は、「国・道州連絡協議会(仮称)」が実施

道州の組織等

- 各道州の判断による自主的な組織形成
- 広範な自主立法権をもつ一院制議会
- 道州の首長及び議会議員は直接選挙

道州の区域

①経済的・財政的自立可能な規模、②住民が帰属意識をもてる地理的一体性、③歴史・文化・風土の共通性、④生活や経済面での交流などの条件

道州制特区関係

北海道の提案を受けた権限財源の積極的な移譲により今後の道州制の制度設計と導入の推進に資することを期待

道州制における税財政制度

- 偏在性が小さく、安定性を備えた新たな税体系の構築
- 道州、基礎自治体に対して必要な財政調整
- 懇談会に専門委員会を設置し、更に検討を深める

道州制の導入プロセス

- 道州制の導入は国民生活に大きくかわるため、地域住民と地方自治体が主体性に考えることが望ましい。
- 政治によるリーダーシップが強力に発揮されるべき。
- 準備期間を設けた上で、全国一律に移行が望ましい。
- 「道州制基本法(仮称)」を制定し、内閣に検討機関を設置
- 道州制の導入はおおむね10年後をめざす。

(道州制ビジョン懇談会ホームページ資料による。)

自民党「第3次中間報告」(平成20年7月29日)

道州制に関する第3次中間報告のポイント

平成20年7月29日
自民党道州制推進本部

理念

<課題> 人口減少社会・少子高齢化社会への対応、地域経済力の強化、国際競争力の強化

↓
日本の再生のため、国のあり方を抜本的に見直し、新しい統治機構の構築が必要

道州制の導入

目的

- ◆ 中央集権体制を一新し、基礎自治体中心の地方分権体制へ移行
- ◆ 国家戦略・危機管理に強い中央政府と、国際競争力をもつ自立した道州政府を創設
- ◆ 国・地方の政府の徹底的な効率化
- ◆ 東京一極集中を是正し、地方に多様で活力ある経済圏を創出

主なメリット

- ◆ 基礎自治体中心となり、地域の実情・住民ニーズに応じた行政サービスの提供が可能
- ◆ 中央政府は身軽になり国家戦略・危機管理能力が向上
- ◆ インフラ整備・サービス供給でスケールメリット
- ◆ 多様な政策の提示、道州相互間の競争による国全体の多様化・活性化
- ◆ 地域資源の活用と地域資産の興隆により東京以外にも成長の核になる都市

主なデメリットと必要な対策

- ◆ 道州政府は住民から遠くなる
→ 基礎自治体中心の住民サービス体制により、住民ニーズに的確に対応
- ◆ 道州内の一極集中、地域間格差が生じるおそれ
→ 道州内の機能分担、地域間バランスを考慮して州都のあり方等を検討
- ◆ 国家としての統一性が失われ、国力が弱まるおそれ
→ 国家の役割が重点化され、むしろ国力が強化

自民党「第3次中間報告」(平成20年7月29日)

道州制の骨格

限りなく連邦制に近い道州制

- ◆ 基礎自治体と道州に、**権限・財源・人間**をパッケージで移す。
 - 都道府県を廃止し、全国に10程度の道・州を設置。
 - 国が法律で定める事項は大枠かつ最小限に。具体的事項は道州法又は基礎自治体の自治立法に。
 - 道州は自治体とし、選挙で選ばれる道州議会と首長を有し、自治権を有する。
 - 権限・財源・人間は基礎自治体に優先的に配分。
 - 現在の都道府県の仕事は基礎自治体に、国の仕事は道州に移管し、国と道州は「小さな政府」とする。

「第2次中間報告」で残された検討課題についての考え方

◆区割り・州都

- 区割りについては4案を示す。
- 州都については引き続き検討。

◆道州議会及び首長・道州と国会

- 道州の選挙制度のあり方、首長との関係等について引き続き検討。
- 国会議員の数は大幅に削減。

◆道州と国の役割分担・国の関与・中央省庁体制

- 国の事務の原則及び国と地方の役割分担に関する三原則を明記。
- 具体的な役割分担を明示。
- 中央省庁についてはゼロベースで再編。

◆基礎自治体の規模

- 基礎自治体は人口30万以上、少なくとも人口10万以上の規模。
- 700から1000程度に再編。
- 小規模団体については、道州・近隣の基礎自治体が補完。

◆公務員制度

- 事務の効率化により国・地方の公務員数は全体として大幅に削減。
- 省庁職員については人事管理のあり方を抜本的に見直し。
- 都道府県から基礎自治体、国から道州への大幅な事務移譲に伴う公務員の大規模な移管。

◆大都市、東京

- 多極分散型の国土形成を図るという国土政策的見地と、組織・権限等に関する特例が必要という地方自治制度の見地から引き続き検討。

◆道州の自治立法(道州法)のあり方

- 現在地方をしばっている法令はすべてゼロベースで見直し。
- 具体的な事項はできる限り道州法・基礎自治体の自治立法に委ねる。

◆道州の税財政制度

- 道州の財政需要全てを自らの税収で賄えるよう、税制度を抜本的に改革する。
- それまでの間、国による財源保障、財政調整。

プロセス

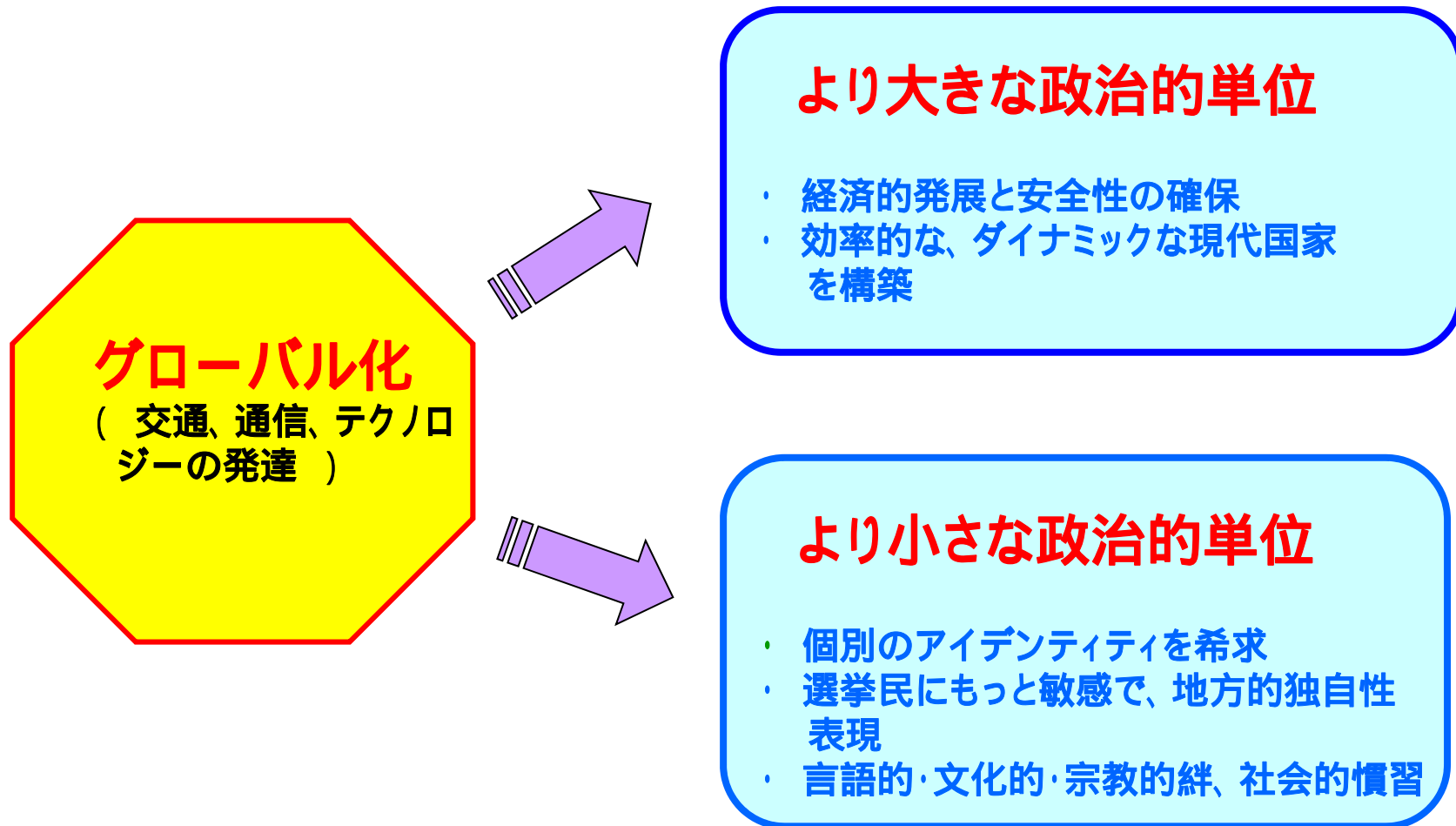
- ◆ 平成27年(2015年)から平成29年(2017年)を目途に道州制の導入を目指す。
 - 道州制の基本的な理念・目的、タイムスケジュール等を規定した基本法を制定。
 - 道州制特区制度を活用した北海道の取組を先駆的事例として、世論を喚起。
 - 各地域の積極的な取組を推進。

中経連「道州制に向けたプロセス」

【道州制への移行スケジュール】

	スケジュール	項目
2008年	<p>「道州制ビジョンの中間報告」(道州制ビジョン懇談会・道州制協議会) 首相のリーダーシップにより</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>衆参両院による「道州制特別委員会」の設置 国と地方による「道州制推進協議会」の設置</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p style="text-align: center;">新制度の理念、目的及び新制度実現に向けた行程表を国民に提示</p>	<p>◎道州制要綱の策定</p> <p>①国と地方の役割分担 ②税源の再配分 ③統合スケジュール ④区割案など</p>
2010年	<p>「道州制基本法」の策定 新法に関連する法律の改正</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>道州制の受け皿「州設立準備協議会」の設置</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(構成メンバー) 都道府県・政令市の首長 県議会議長 経済団体の長 学識経験者 等</p>	<p>◎上記事項の確定</p> <p>◎具体的な州政府の構成等を策定</p> <p>①制度 ②組織 ③条例の整備 ④その他</p>
2015年	<p>「府県制度」から「道州制」への移行 国においても「中央省庁の再編合理化」 「州間調整機構」の設置 「州間ならびに国との係争処理組織」の設置</p>	

グローバル化と連邦制度の採用



【出典: Ronald L. Watts教授、Queen's University Canada、"The Relevance Today of the Federal Idea"
(the International Conference on Federalism, 2002, Switzerland)】

世界の連邦国家

(北米)	カナダ、アメリカ、メキシコ
(南米)	ブラジル、ヴェネズエラ、アルゼンチン
(欧州)	スイス、ドイツ、オーストリア、ベルギー、スペイン、ロシア
(豪州)	オーストラリア
(アジア)	インド、パキスタン、マレーシア
(アフリカ)	ナイジェリア、エチオピア、南アフリカ

世界の人口の約40%が連邦国家に所属。

【出典：Ronald L. Watts教授、Queen's University Canada、"The Relevance Today of the Federal Idea" (the International Conference on Federalism, 2002, Switzerland)】

ベルギー 連邦制導入(1993年)



・ 共同体

文化(劇場、図書館、視聴覚メディア)、教育、言語政策、自治体監督、保健医療、青少年保護、社会福祉、家族等
ブラッセル(図中赤い部分)は、蘭語共同体と仏語共同体が共同で管理

・ 地域

経済、雇用、農業、水道、住宅、道路、港湾、エネルギー、運輸(ベルギー鉄道を除く)、環境、都市計画、自然保護、外国貿易、自治体の監督等

連邦は、国防、通貨、司法等を所轄

ただし、フランダースでは、共同体と地域の議会・政府を統合、ひとつの政府が共同体と地域の双方の権限を執行している。

(以上の「連邦制のイメージ図」は、在ベルギー日本国大使館ホームページによる。)

ベルギー連邦制への移行の経緯

1) 1970年の憲法改正

- * 4つの言語地域の憲法上の確定
- * 文化共同体の設立

2) 1980年の憲法改正

- * 「文化共同体」の権限が強化され、その名称も「**共同体**」に。独自の行政府設立。教育、文化に加え、保健、医療、家族、社会扶助等の権限
- * 自治単位としての「**地域**」創設

3)1988年の憲法改正

- * 「共同体」の権限の強化(教育)
- * 「**ブリュッセル首都地域**」の設立

4) 1993年の憲法改正

- * 連邦制の条文規定:第一条で「ベルギーは「**共同体**」「**地域**」からなる連邦国家である」旨が明示された。
- * 国会議員と共同体・地域議会議員の兼職を廃止し、後者を直接公選制とした。
- * 独自の権限に関する事項についての共同体・地域への条約締結権の付与。

2001年7月、通商、開発協力、農業、地方自治に関する連邦の権限のほとんどを地域に移管するとともに税制に関する地域の権限を拡大するための法案が成立した(第5次国家改革、在ベルギー日本国大使館ホームページによる)。

イギリス スコットランド等のデヴォリューション

1707 スコットランド王国とイングランド王国合併、グレートブリテン連合王国成立

1979.5 サッチャー保守党内閣成立

1997.5 ブレア労働党内閣成立

1997.9 スコットランド議会およびウェールズ議会創設 住民投票 賛成

1998.4 ベルファスト協定

1998.5 北アイルランド議会創設 住民投票 賛成

1998.11 スコットランド議会法ウェールズ政府法および北アイルランド法 成立

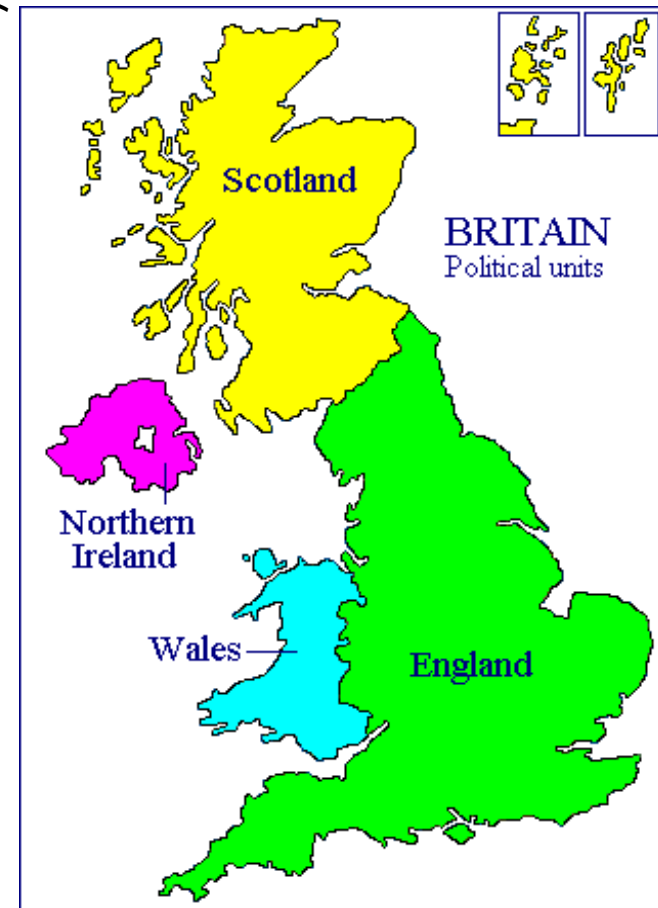
1999.5 スコットランド議会およびウェールズ議会選挙

1999.7 スコットランド議会およびウェールズ議会発足、国からの権限移譲

2002.10 北アイルランド議会 凍結

2007.5.8 北アイルランド自治政府復活

2012.10.15 スコットランド自治政府のサモンド首相、スコットランドの独立を問う住民投票を2014年に実施することでキャメロン英首相と合意



フランスの地方分権改革と州の創設



- 1 ブルターニュ
- 2 バス・ノルマンディー
- 3 オート・ノルマンディー
- 4 ノール・パド・カレ
- 5 ピカルディ
- 6 イル・ド・フランス
- 7 シャンパーニュ・アルデーヌ
- 8 ロレーヌ
- 9 アルザス
- 10 ペイ・ド・ラ・ロワール
- 11 サントル
- 12 ブルゴーニュ
- 13 フランシュ・コンテ
- 14 ポワトゥー・シャラント
- 15 リムーザン
- 16 オーヴェルニュ
- 17 ローヌ・アルプ
- 18 アーキテーヌ
- 19 ミディ・ピレネー
- 20 ラングドック・ルシヨン
- 21 プロヴァンス・アルプス・コートダジュール
- 22 コルシカ

(地図は、www.map-of-france.co による。)

フランス地方分権改革と州の創設の経緯

- **1982年 地方分権法**
地方制度を抜本的に改革
 - ・ 地方自治体としての州を創設、幅広い分野にわたって州の事務列挙。
 - ・ 県および州の執行権
地方長官(官選知事)
→議員の互選によって選出される県、州議会議長
- **1983年 権限配分法**
コミュン、県、州および国の事務の再配分。
- **2003年 憲法改正**
地方分権化宣言、補完性の原則導入、法的効力を有する住民投票、地方団体の財政上の独立性の保障等
- **2004年 権限移譲法と財政自治法成立**
州に対する経済開発、観光振興、県に対する道路、地方団体に対する港湾、空港などの大規模施設等の権限移譲等。地方団体に財政自主権
- ・ **2009年** バラデュール委員会「地方分権改革の促進に関する報告書」

イタリアの州の創設と「連邦制」の導入



- 1 ピエモンテ
- 2 ヴァッレ・ダオスタ[*]
- 3 ロンバルディア
- 4 トレンティーノ＝アルト・アーディジェ[*]
- 5 ヴェネト
- 6 フリウリ＝ヴェネツィア・ジューリア[*]
- 7 リグーリア
- 8 エミリア・ロマーニャ
- 9 トスカーナ
- 10 ウンブリア
- 11 マルケ
- 12 ラツィオ
- 13 アブルッツォ
- 14 モリーゼ
- 15 カンパーニア
- 16 プーリア
- 17 バジリカータ
- 18 カラーブリア
- 19 シチリア[*]
- 20 サルデーニャ[*]

(地図は、big-italy-map.co による。) [*]は、特別州。24

イタリアの州の創設と「連邦制」の導入

1948年 共和国憲法 州創設

1970年 州制度完全実施

1990年 法律第142号 コムーネと県の役割強化

1993年 法律第81号 コムーネと県の長、直接選挙

1997年 バッサニーニ法 国家機能の州への分権化、補完性原理

1999年 憲法改正 州知事直接選挙、州政府の形態は、州で決定

2001年10月 憲法改正(「**連邦制導入**」)

(内容) 補完性の原理の明記、州の立法権の拡大、財政自主権の強化、
国による統制の緩和

2002年12月 北部同盟からの憲法改正提案

2005年10月 下院、憲法改正法案可決

同年11月 上院、憲法改正法案可決

2006年6月25、26日 国民投票で否決

(内容) 上院の地方代表院化、憲法裁判所への州代表判事の導入、州に学校教育、保健医療、地方警察の分野での排他的権限を与えるという案であった。

2008年4月13・14日 総選挙、ベルルスコーニの中道右派「自由の国民」と北部同盟政権復帰

スペインの州の自治権の拡大



- 1 ガリシア州
- 2 アストゥーリアス州
- 3 カンタブリア州
- 4 バスク州
- 5 ナバラ州
- 6 カスティージャ・イ・レオン州
- 7 ラ・リオハ州
- 8 アラゴン州
- 9 カタルーニャ州
- 10 マドリッド州
- 11 エストレマドゥーラ州
- 12 カスティージャ・ラ・マンチャ州
- 13 バレンシア州
- 14 バレアレス州
- 15 アンダルシア州
- 16 ムルシア州
- 17 カナリアス州

(地図は、www.map-of-spain.coによる。)

スペインの州の自治権の拡大の経緯

- 1975年 フランコ、没
- 1976年 国民投票で政治改革法承認
- 1978年 スペイン新憲法 各州自治権獲得の手續
- 1979年 地方議会・地方団体首長選挙 フランコ時代の任命制首長一掃
- 1997年 州に対する税源移譲
- 2002年 州税の税率変更権限 新税の創設権限付与
- 2003年 マドリッド州 ムニシピオ等への権限移譲のための州法制定
- 2004年12月 バスク州議会、裁判と外交権限の同州への移譲を内容とする主権移譲案可決
- 2005年2月 バスク州の自治権の拡大要求(「スペインとの自由な連合国家」構想)下院で否決
- 2005年9月 カタルーニャ州の自治憲章改正案、州議会を通過、
同年10月 スペイン議会下院に提出。
- 2006年3月24日 ETA(「バスク祖国と自由」)との停戦発効
- 2006年3月31日 カタルーニャ自治州憲章スペイン議会通過
- 2006年6月18日 カタルーニャ自治州憲章、州民投票可決
税制や法務、移民、航空政策などでの自治権拡大やカタルーニャ語の使用拡大等(読売新聞)
- 2012年9月27日 カタルーニャ州議会、分離独立の是非を問う住民投票の実施、賛成多数で承認した(ロイター)。

ドイツの連邦制度

ドイツの16州

地球上に現に存在する「究極の地域主権体制」であり、メゾレベルの「地域政府」の確立を目指すEU諸国のモデルとなっているドイツの連邦制

(拙著『地方主権の国 ドイツ』(2003年、ぎょうせい)参照)



ドイツ連邦参議院 議場



(2010年6月、連邦参議院一般公開日。演壇は、開会のあいさつをする
当時の参議院議長、ベルンゼン・ブレーメン市長)



(2006年9月)

ドイツ連邦参議院

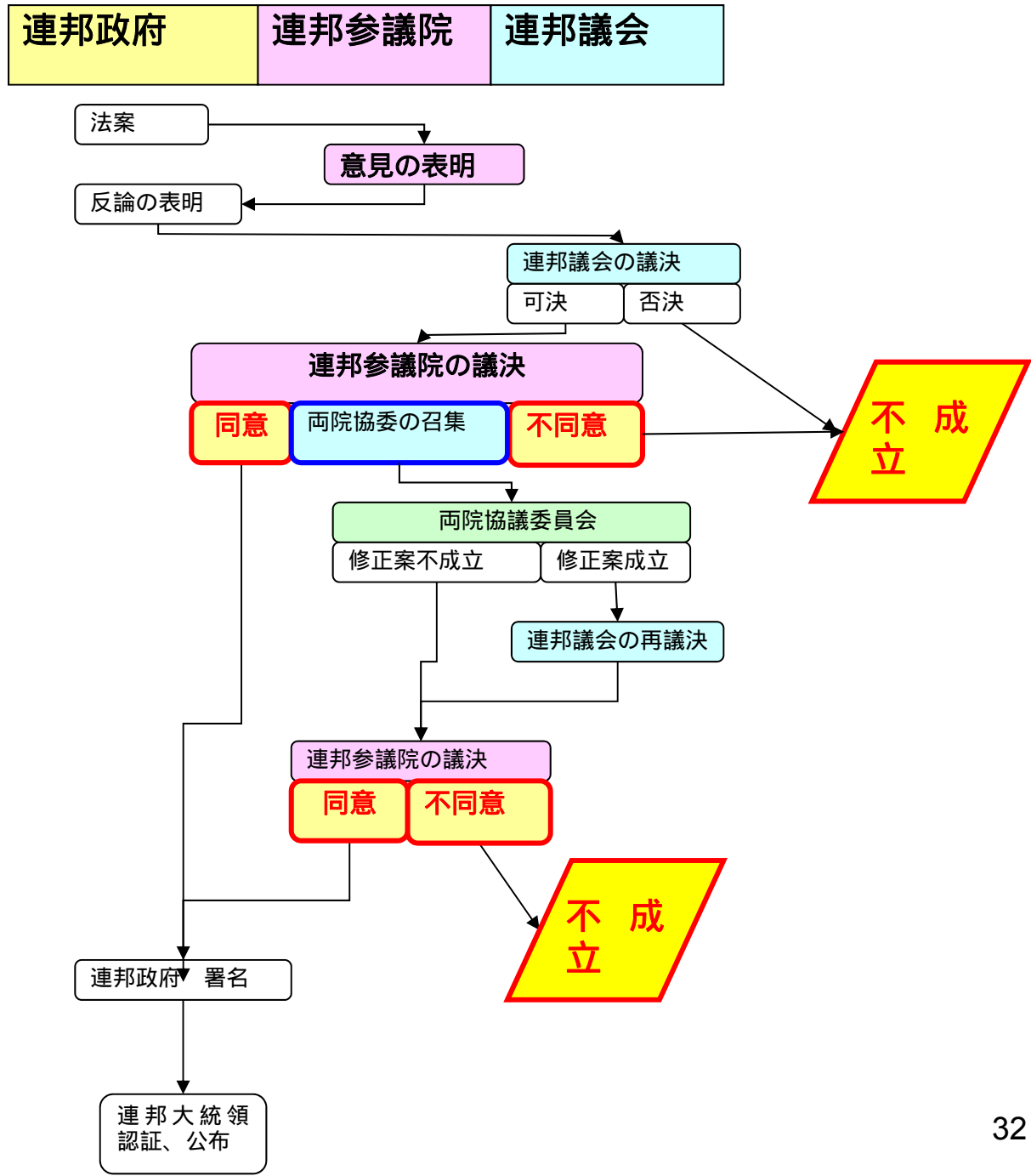
- 各州の首相、大臣等で構成
- 「各州は少なくとも3票、人口200万人を超える州は4票、人口600万人を超える州は5票、人口700万人を超える州は6票の表決権を有する」
(GG § 51)
- 参議院の同意を要する法律
 - ア 基本法改正(GG § 79)
連邦参議院の3分の2の多数による同意が必要
 - イ 州の財政に影響を及ぼす法律
 - ウ 州の行政高権を侵害する法律
- その他、法律案に対する異議の提起、連邦政府の規則に対する同意等、
広範な権限

ドイツ連邦参議院の構成

州名	人口 万人	議席数	州首相	政権政党
バーデン・ヴュルテムベルク州	1,078	6	Winfried Kretschmann	B90/DIE GRÜNEN / SPD
バイエルン州	1,258	6	Horst Seehofer	CSU / FDP
ベルリン市	350	4	Klaus Wowereit	SPD / CDU
ブランデンブルク州	251	4	Matthias Platzeck	SPD / DIE LINKE.
ブレーメン州	66	3	Jens Böhrnsen	SPD / B90/DIE GRÜNEN
ハンブルク市	181	3	Olaf Scholz	SPD
ヘッセン州	609	5	Volker Bouffier	CDU / FDP
メクレンブルク・フォアポンメルン州	164	3	Erwin Sellering	SPD / CDU
ニーダーザクセン州	792	6	David McAllister	CDU / FDP
ノルドライン・ヴェストファーレン州	1,784	6	Hannelore Kraft	SPD / B90/DIE GRÜNEN
ラインラント・プファルツ州	400	4	Kurt Beck	SPD / B90/DIE GRÜNEN
ザールラント州	101	3	Annegret Kramp Karrenbauer	CDU / SPD
ザクセン州	414	4	Stanislaw Tillich	CDU / FDP
ザクセン・アンハルト州	232	4	Dr. Reiner Haseloff	CDU / SPD
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州	284	4	Torsten Albig	SPD / B90/DIE GRÜNEN / SSW
チューリンゲン州	222	4	Christine Lieberknecht	CDU / SPD
合計	8,186	69		

(ドイツ連邦参議院HP「Organe und Mitglieder」「Plenum」「Stimmverteilung im Bundesrat」による。2012.11.12閲覧) 31

ドイツ連邦 における 立法過程



ドイツ第1期連邦制度改革

(2006年7月7日成立、9月1日施行)

連邦参議院の関与に関する改革

- ・ 一定の場合の連邦参議院の同意制度を一部廃止。その代わり、州が連邦法の規制から離脱できる制度創設(GG § 84)。

連邦と州の立法権能に関する改革

- ・ 従来の「大網的立法」を廃止(旧GG § 75削除)。
大網的立法の認められていた事務は、それぞれ連邦の「専属的立法権」、「競合的立法権」の事務等に振り分けられる。
狩猟制度、自然保護・景観保全、国土計画、水の管理等の6つの分野で、の場合と同様、州法の制定により連邦の法規制から離脱することが一定の条件の下、州に認められることになった(GG § 72)。
- ・ 「共同事務」についても、高等教育機関関係は廃止(GG § 91a)。

財政改革

- ・ 高等教育機関の建設と教育計画にかかる「共同事務」廃止。
- ・ 今回は、連邦と州間の財政関係の抜本的な改革は先送りされ、今後、引続き、第2期連邦制度改革として進められている。

ドイツ第2期連邦制度改革

(2009年6月12日成立、8月1日施行)

連邦と州の新しい協働的起債制限(基本法109条、連邦は2016年度から、州は2020年度から適用)

EUの「安定・成長協定」の考え方を踏襲し、「連邦と州の予算は、基本的に起債からの収入によらないで収支均衡させるべきこと」を憲法に規定。

財政再建援助(基本法143d条 および)

起債制限遵守のための各州財政援助として、2011年度から2019年度まで毎年8億ユーロ、合計72億ユーロ(毎年、ブレーメンに3億€、ザールラントに2億6,100万€、ベルリン、ザクセン・アンハルト、シュレスヴィヒ・ホルシュタインにはそれぞれ8,000万€)が交付される。

その財源は、連邦と各州が折半して負担する。

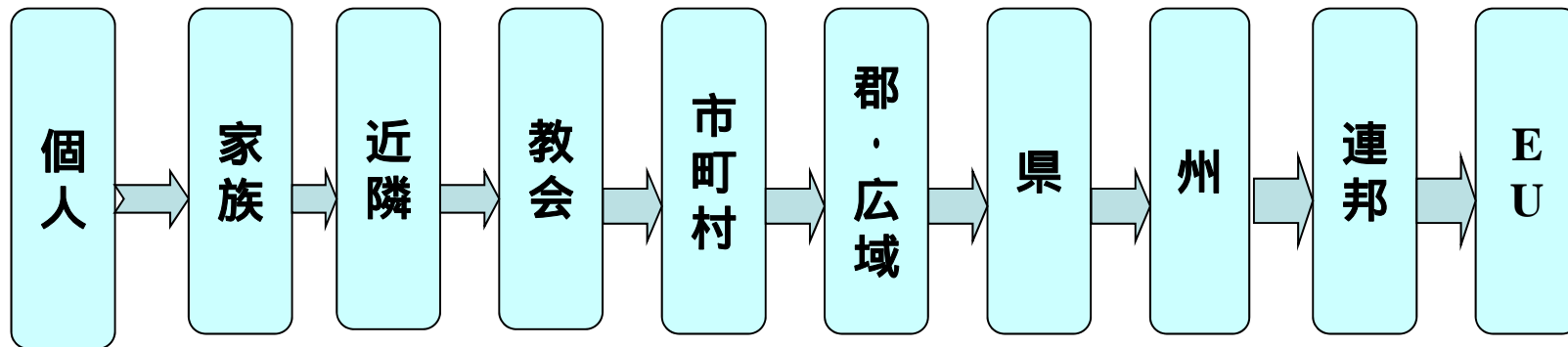
援助を受けるこれらの州は、財政再建路線を継続し、2020年度までに収支均衡予算を達成しなければならない。

財政危機回避のための「協働的早期警戒システム」を創設

連邦および州の財務大臣ならびに経済技術大臣からなる「安定化委員会Stabilitätsrat」を新たに設置、連邦および州の財政運営、上の5つの受取州の財政再建の進捗状況を監視。

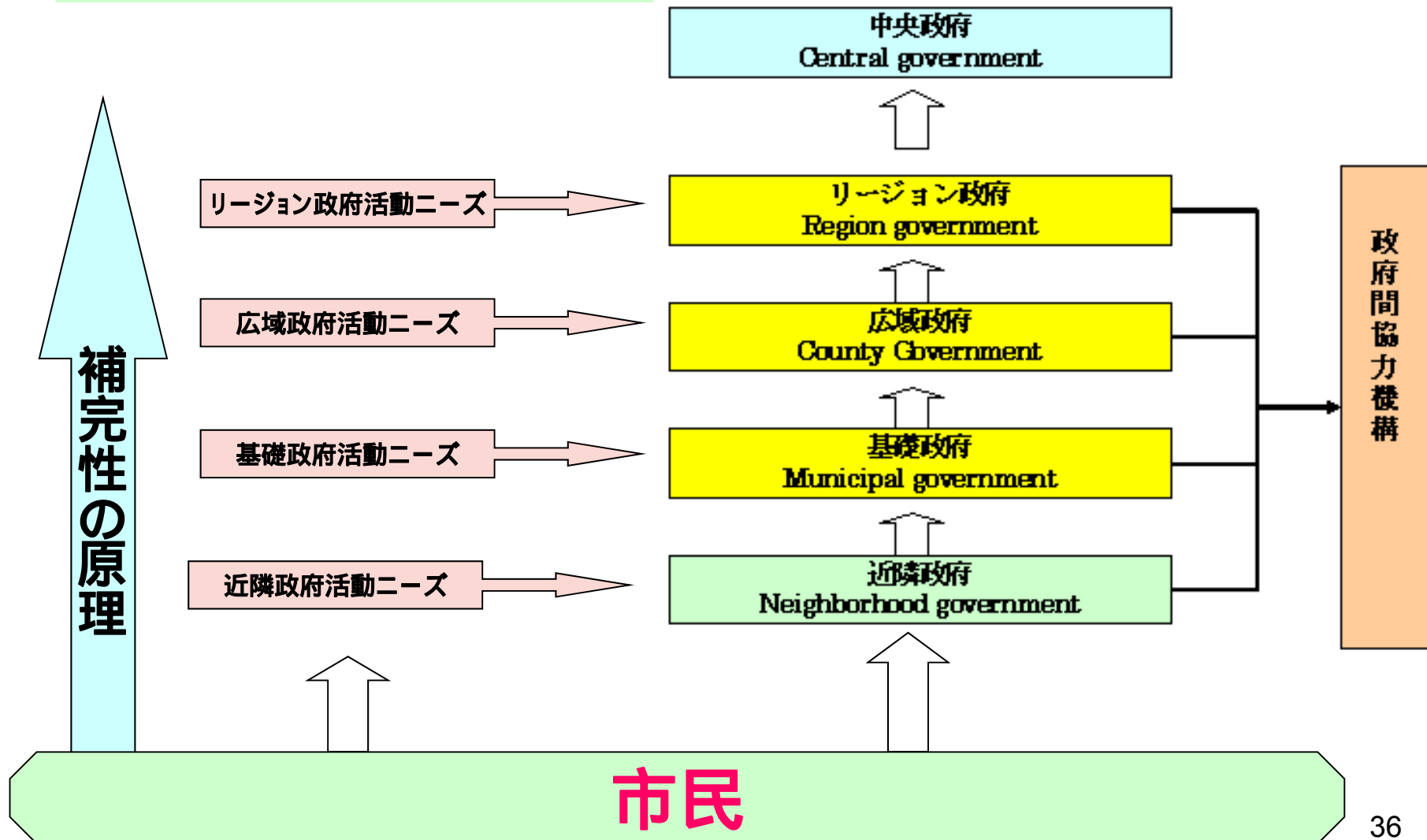
補完性の原理 subsidiarity principle

1931年 ローマ教皇ピオ11世の社会回勅



1992年 マーストリヒト条約 条文化

政府活動ニーズと地域政府

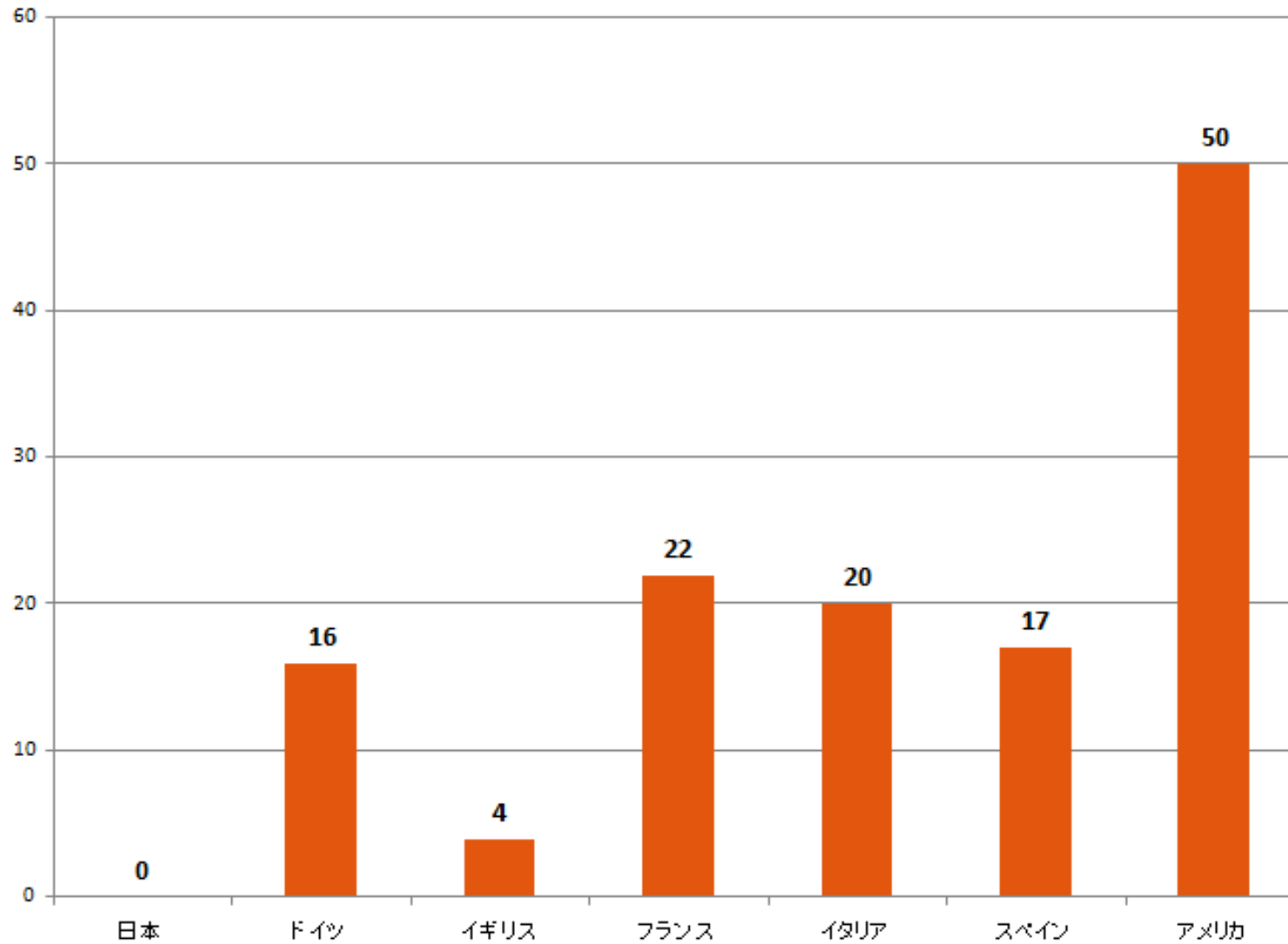


欧米各国の地域政府の階層構造と数 (近隣政府を除く。)

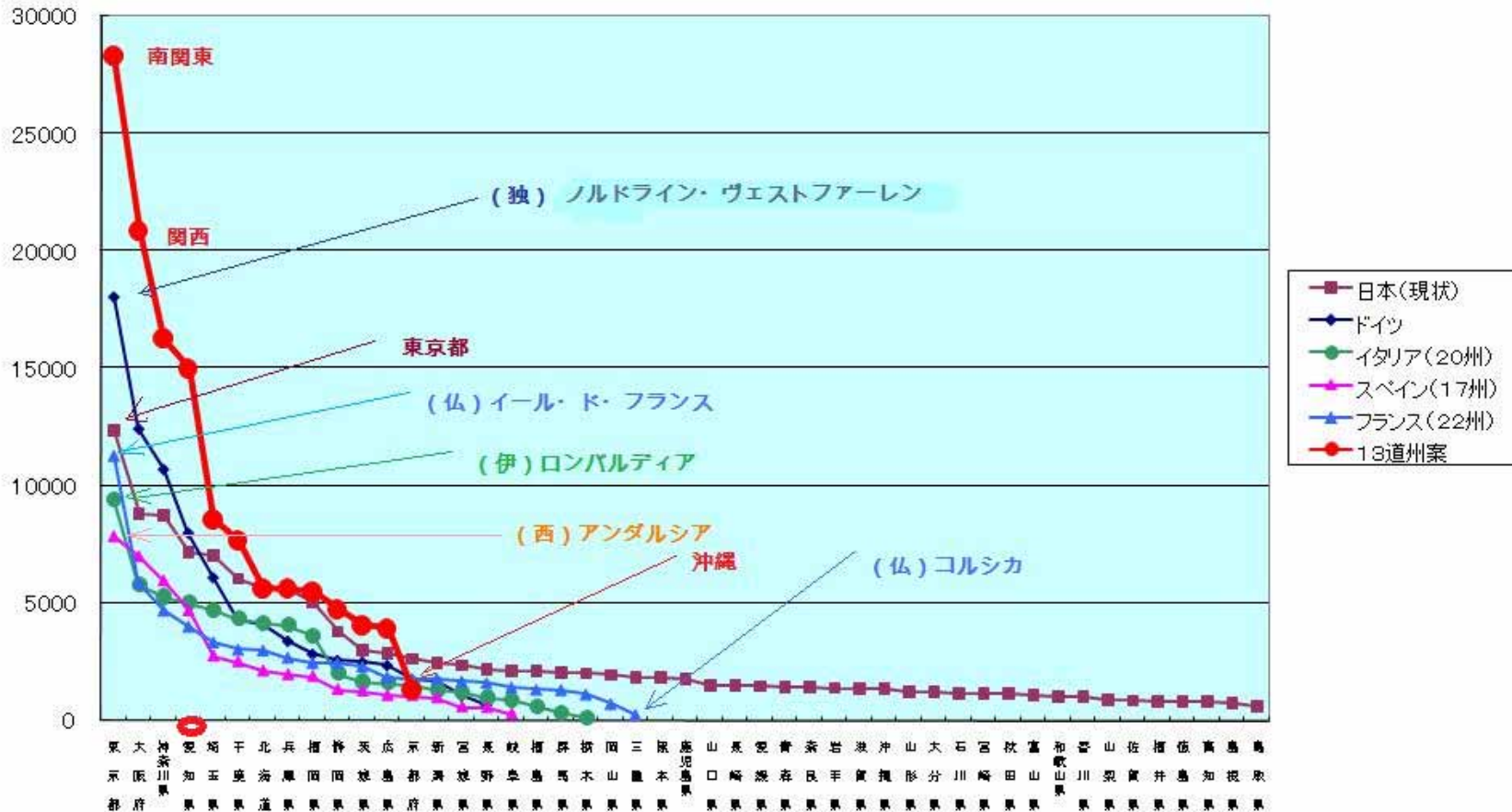
区分 国名	地域政府の階層構造	地域政府の数			人口千人 b	各国の人口規模による補正 $a \times (128.1 \div b)$		
		リージョン政府	広域政府	基礎政府		リージョン政府	広域政府	基礎政府
日本	2層制	(9、11、13)	47	1,742	128,057	(9、11、13)	47	1,742
ドイツ	1~3層制	16	412	11,442	81,752	25	645	17,923
イギリス	1~2層制	(12) 4	199	406	61,899	(25) 8	412	840
フランス	3層制	22	96	36,568	62,637	45	196	74,761
イタリア	3層制	20	110	8,092	60,098	43	234	17,242
スペイン	ほぼ3層制	17	50	8,109	45,317	48	141	22,914
アメリカ	ほぼ3層制	50	3,033	36,011	317,641	20	1,223	14,518

(日本は2011年12月31日、ドイツは2010年12月31日、イギリスは2010年、フランスは2011年、イタリアは2011年12月31日、37
スペインは2012年1月5日、アメリカは2007年7月現在)

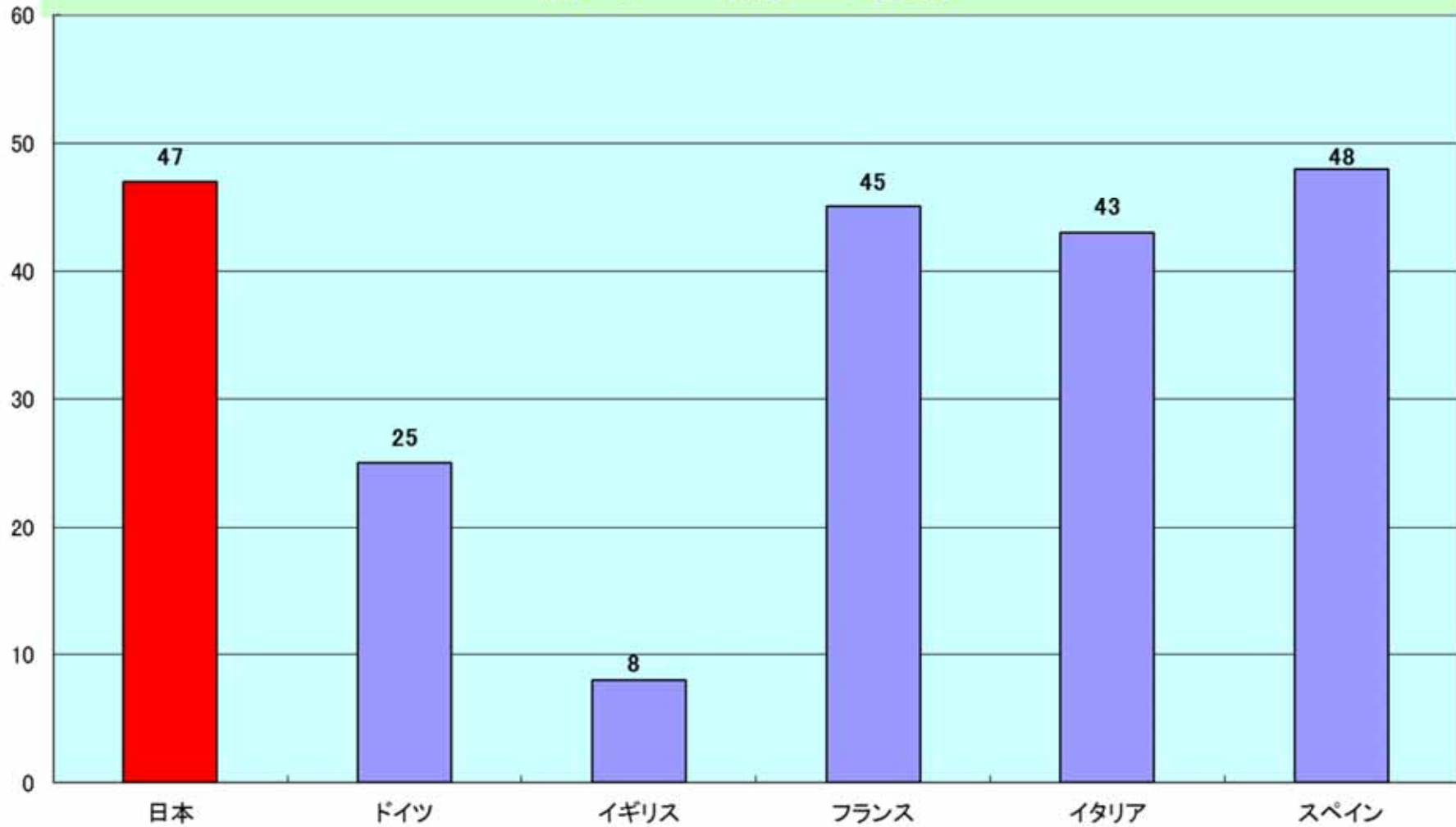
欧米各国のリージョン政府



欧州各国と日本 各州(府県)人口の比較



各国リージョン政府と日本の都道府県 (人口補正後)



世界遺産 ブレーメンの市庁舎とローラント像



都市の自由と独立の
シンボル ローラント像

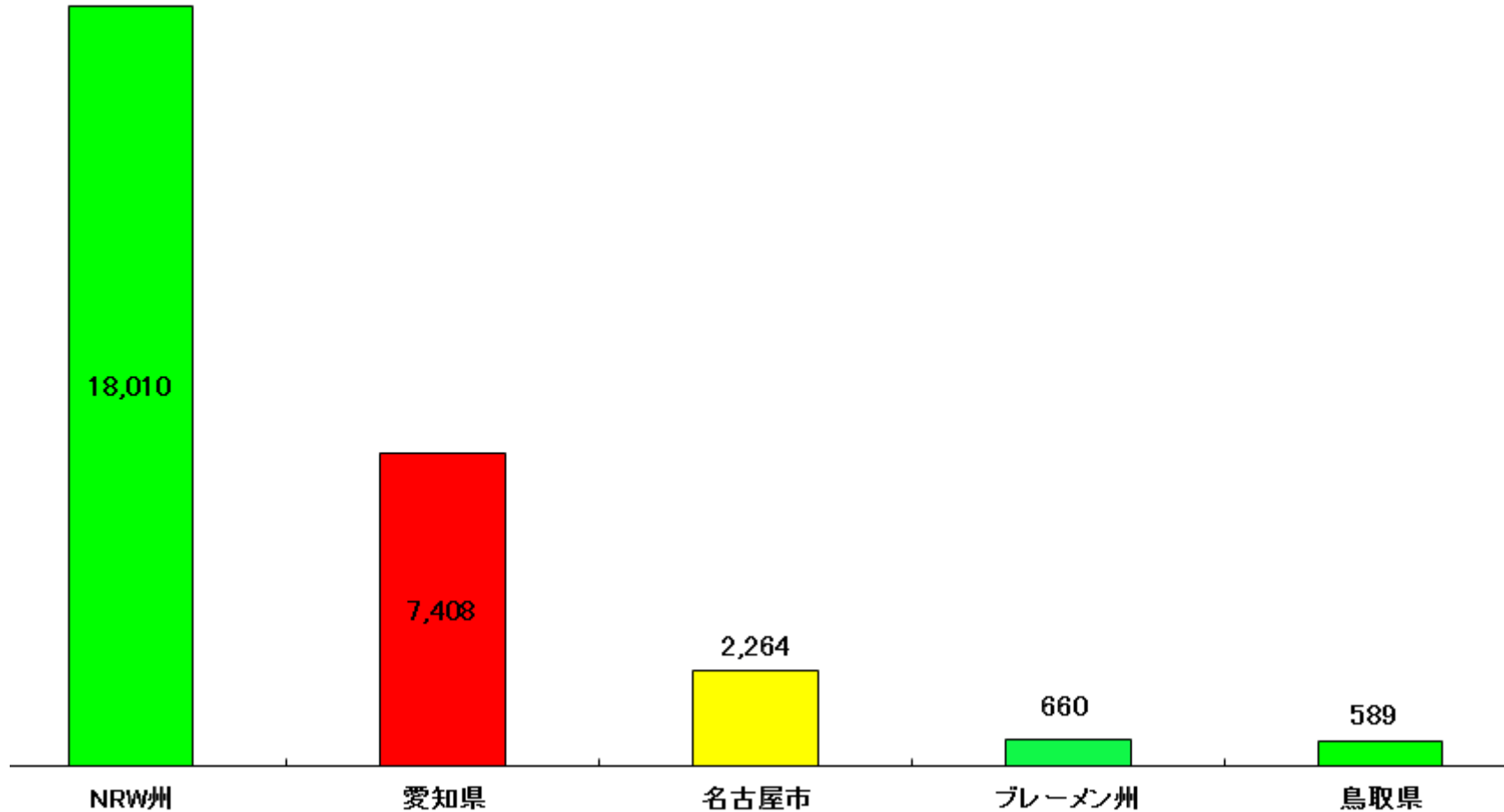


市庁舎

ブレーメンの歴史

- 782年 初めて記録に登場
- 787年 司教区設置。カール大帝による北ドイツへ伝道の基地となる。
- 845年 大司教区に昇格
- 1186年 都市特権獲得
- 1358年 ハンザ同盟に加盟**
- 1404年 騎士ローラント像**
- 1405年 市庁舎建設開始**
- 1522年 宗教改革。ブレーメン、新教側に。
- 1648年 ウェストファリア条約。スウェーデン、ブレーメン公位(旧大司教)獲得
- 1810年 ハンザ都市、フランスに併合。
- 1815年 ブレーメン、ドイツ連邦に主権国家として参画。**
- 1827年 ブレーメン、ザクセン侯より土地購入(ブレーマーハーフェン建設)
- 1871年 「自由ハンザ都市」としてドイツ帝国の州となる。**
- 1939年～45年 ブレーメン空襲により62%破壊
- 1947年 ブレーメン州憲法制定
- 1997年 ヴルカン・コンツェルン(造船関係)倒産
- 2004年 市庁舎とローラント像、世界遺産に登録

都市州ブレームンの人口 66万人



(単位は千人。ドイツは2007年末、日本は2010年国調)

ブレーメン州と合併問題

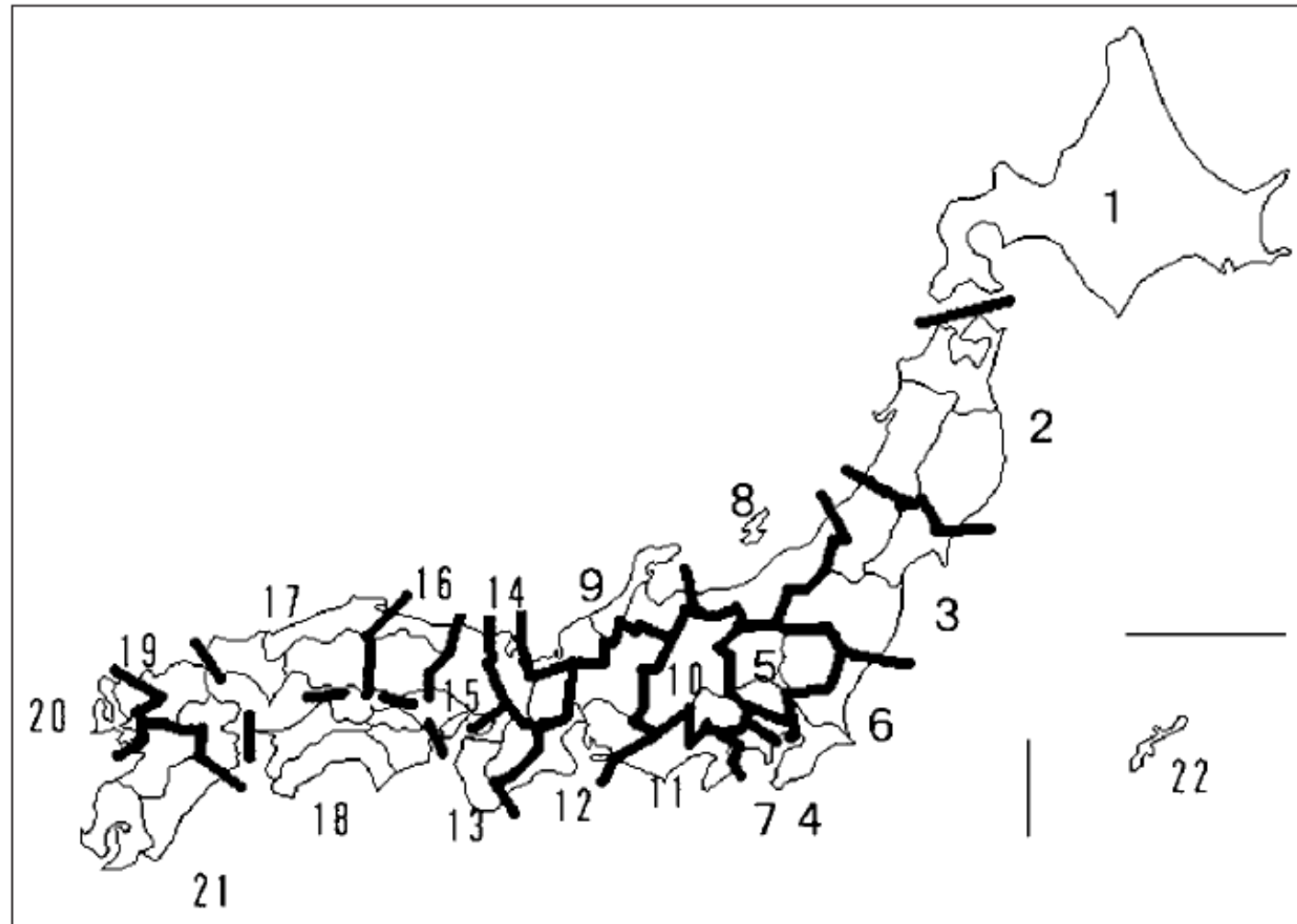
- * 財政危機に陥っているブレーメンに対して、周囲の州と合併すべきであるとの論議
- * しかし、ブレーメンは、ニーダーザクセンとの合併による「**小解決**」もハンブルク、ブレーメン、ニーダーザクセン、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン及びメクレンブルク・フォアポンメルンの合併による「**大解決**」(拡大北部州構想)も、ともに**断固拒否**

「ヨーロッパを見わたせば、分かるではないか。誰も、**ルクセンブルグやモナコ**を消滅させようと言わない。誰も、財政力が地理的大きさと比例するなどという考えにはならない。誰も、**ラトビア、リトアニア及びエストニア**に対して統一ヨーロッパの中での現在の自由を捨てて合併しろなどと要求しない。ノスタルジアでもなければ、特別な地方的愛国心でもない。ブレーメンが州を消滅させて独立を失うことはなんらの解決策にはならないのである。

歴史的に成長してきた、そして、憲法で守られている州を、税金について当面適用されているにすぎない財政調整の配分係数にあわせることはナンセンスだ。話は、逆だ。税金の配分係数を改革し、**憲法により保障された都市州を含むすべての州**がその任務を全うし、**その市民に同等の行政サービス、チャンス、そして未来への展望を与え得るようにすべき**なのである。

(シェルフ前ブレーメン市長)

村上「22州(中型州)モデルによる道州制案」

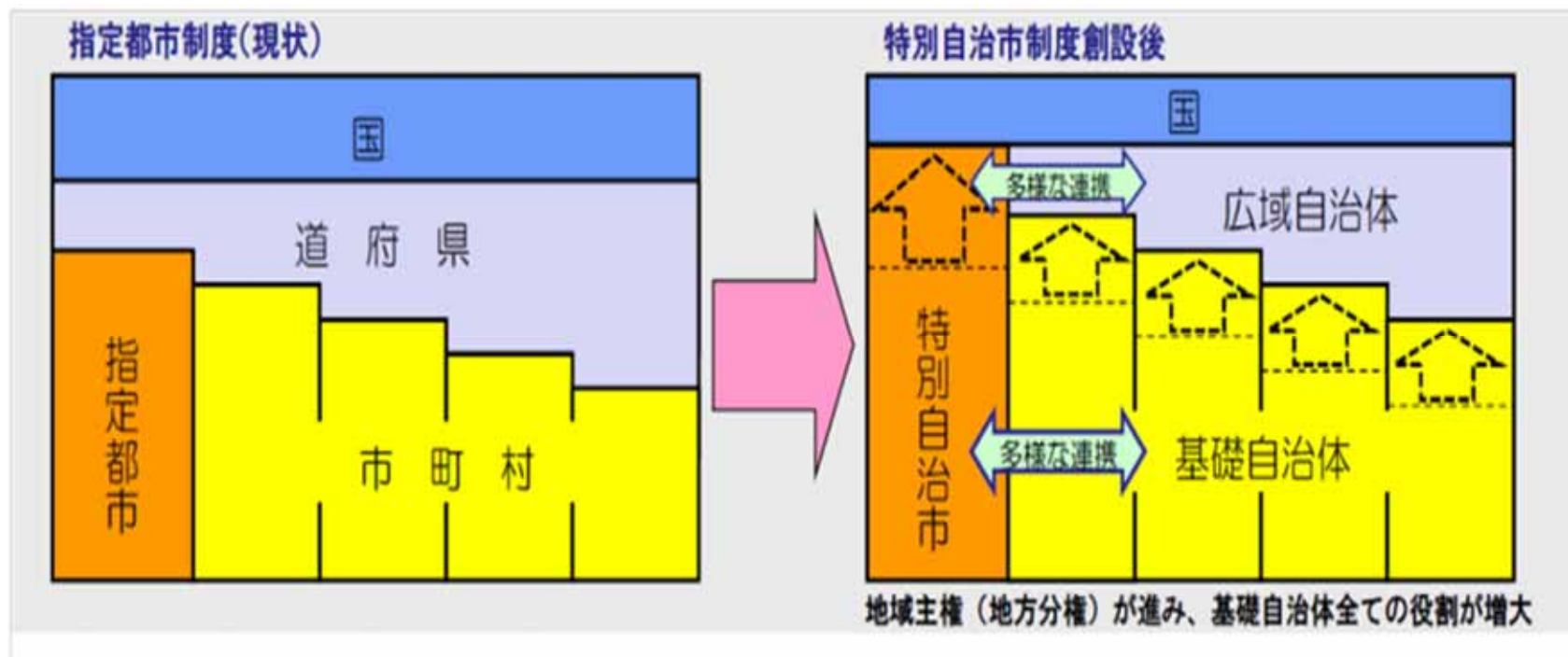


【出典：村上弘
「道州制は巨大
州の夢を見る
か？——22州案
を含む道州制モ
デルの比較検討
——】

注：筆者作成。

ベースの日本地図は、群馬大学社会情報学部の青木繁伸氏作成のものを用いた。

「特別自治市」構想



特別自治市は、その**市域内の地方の事務を全て行う**。

特別自治市は、その市域内における全ての**地方税を一元的に賦課徴収**する。

特別自治市は、**広域自治体の区域外**とする。

ドイツの各州とメ トロポール・リー ジョン



【出典：ハンブルクHP、Dr. Rolf-Barnim Foth「Hamburg Metropolitan Regions」】

ご静聴、ありがとうございました。



参考拙著

- ・「大阪都構想」と大都市制度の改革(『公営企業』2012年5月号)
- ・「『地域主権国家』と地方政府の再編」(『自治フォーラム』2010年2月号)
- ・「地方財政再建と自治の精神」(雑誌「地方税」2008年11月号 論評)
- ・「ブレーメン州による財政調整違憲訴訟とドイツの第2期連邦制度改革」(自治体国際化協会「平成19年度比較地方自治研究会調査研究報告書」)
- ・「地方議会 海外事情 ドイツ編(下)ドイツの地方議会と直接民主主義」(日経グローバル2008年4月7日№96号)
- ・「地方議会 海外事情 ドイツ編(上)ドイツ連邦制度改革と州議会の復権」(日経グローバル2008年3月17日№96号)
- ・「『地方政府』再編と道州制」(自治研究2008年3月号)
- ・「『分権型コンパクト道州制』の実現を！」(2007年2月5日、Waseda.com「今週のオピニオン」)
- ・「地方制度調査会の道州制答申とドイツ連邦制度改革」(『都市問題研究』2006年9月号)
- ・「道州制と欧米各国の地方政府 注目される『県のかたち』をめぐる動き」(『地方自治職員研修』2006年5月号)
- ・「地方制度調査会の道州制答申とドイツ連邦制度改革」(雑誌『公営企業』2006年4月号)
- ・「三位一体改革と道州制 —リージョナリズムの世界的潮流の中で—」(雑誌『公営企業』2004年11月号)
- ・『地方主権の国 ドイツ』(2003年、ぎょうせい)
- ・『地方分権の国 ドイツ』(1988年、ぎょうせい)

以上の多くは、片木の大学ホームページ(アドレスは表紙ページ)で閲覧、ダウンロードが可能です。